

2015年度

関西大学会計専門職大学院

入学試験問題（3月募集）

[一般入試（素養重視方式）]

小論文

受験上の注意事項

1. 監督者の指示があるまで、この問題用紙を開いてはいけません。
2. 試験場においては、すべて監督者の指示に従ってください。
3. 問題は 13 ページ まであります。
4. 試験時間は 90 分 です。
試験開始から終了までの間、試験教室からの途中退出はできません。
5. 机上には受験票、筆記用具、時計（計時機能のみのもの）以外のものは置かないでください。
6. 時計のアラームは解除し、また、携帯電話、PHS等は必ず電源を切ってカバンにしまってください。
7. 不正行為を行った者は試験を無効とします。

入学試験日 2015年3月8日（日）

小論文

問題

次の資料は、平成 25 年 11 月 15 日に開催された「財務省財政制度等審議会 財政制度分科会の議事録」の部分である。内容は「平成 26 年度予算の編成等に関する建議（案）」についてである。これを読んで以下の問いに答えなさい。

- (1) K 調査課長が述べている P B（プライマリーバランス）とはどんなことですか。また、この P B の黒字化が目標であると述べていますが、なぜ P B の赤字が続くと困ったことになるのですか。
- (2) O 委員の財政総論についての 3 つの要望、意見を要約しなさい。
- (3) 平成 26 年 4 月 1 日から消費税が 5% から 8% に引き上げられましたが、これで日本の財政は一応安心できる状況になったのか、それともこの消費税率の水準ではまだまだ安心できる財政状態ではないのか、各委員が述べる意見を参考にして、委員会全体の考えを述べなさい。
- (4) これまで、日本では当初予算と補正予算は切り離されて議論されてきましたが、この考え方の賛否について、各委員が述べる意見を参考にして、委員会全体の考えを述べなさい。
- (5) 政府は後発医薬品の使用促進を推し進めていますが、その理由はなんですか。また、なぜ日本は諸外国と比べて後発医薬品の使用率が低いのでしょうか。その理由を各自で考えて述べて下さい。
- (6) 各委員が述べる意見を参考にして、委員会全体としての社会保障費の増加を抑制する具体的な方法を 3 つ述べなさい。

〔 Y 分科会長 〕 おはようございます。定刻を過ぎましたので、ただいまから財政制度等審議会財政制度分科会を開催いたします。皆様方には、早朝よりご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、これまでの審議を踏まえまして、「とりまとめに向けた論点整理」ということで議論を行うこととしております。

それでは、早速、議事に移らせていただきます。

審議に当たっては、まずは事務局より主な論点や今までの主なご意見について説明いただいた上で、委員の皆様方からご意見を頂戴したいと考えております。

また、全体を4つに分けて審議し、途中で休憩をとりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず「財政総論」及び「防衛」について審議を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

〔 K 調査課長 〕 調査課長でございます。

それでは、私のほうから主な論点や今までの主なご意見についてご説明申し上げたいと思います。

まず、財政総論でございます。

主な論点といたしましては、中期財政計画では、PB赤字半減に向けまして収支改善の額だけ示されておりますけれども、2020年度の黒字化に向けた具体的な財政収支の改善額というのは示されていないところでございます。また、内閣府の試算においても20年度の黒字化は達成できない姿となっております。したがって、今後、まず2015年のPB赤字半減はあくまで中間的な指標にすぎないことをよく認識した上で、20年度までの具体的な改善目標を示すとともに、試算においてそれを明示していく必要があるのではないかという点が1点でございます。

それから、26年度予算につきましてでございますが、可能な限り歳出削減を行っていく必要がございます。PB改善に向けまして各年度4兆円ずつの収支改善を目標、目安としておりますけれども、26年度におきましては、この現状、毎年補正予算が編成されている状況等も踏まえまして、4兆円を超える収支改善を図っていく必要があるのではないかという点がございます。

また、社保・税一体改革につきましては、消費税率の引上げを確認されたところでございますけれども、26年度予算におきましては、この増収分は社会保障の安定化と充実に充てるとともに、増収分の流用批判というものを招くことがないように、聖域を設けずに歳出削減に努める必要があるということでございます。また、社保経費につきましても、この一体改革の趣旨を踏まえ、合理化・効率化に努める必要があるということでございます。

これに関連いたしまして、お手元に第1回の総論のときにご説明を申し上げましたA4の横紙、「2015年度までの歳出・歳入面の見通し」という資料を机上に置かせていただいております。改

めまして確認させていただきたいと存じますけれども、一番上のPB対象経費でございますが、これは今年度、平成25年度が70.4兆円でございますが、来年度、26年度につきましては、内閣府試算では72兆円の高さが想定されているわけでございます。他方、来年度につきましては、消費税率の引上げが決定されておりますことから、まず消費税率引上げ分が充てられる費用として0.6兆円の歳出の増が見込まれているほか、その他の考慮すべき課題として、社会保障の自然増が1兆円、さらに社保4経費以外の消費税率引上げに伴う経費増、これが0.3兆円ございまして、26年度に目標とすべきPB対象経費の歳出の高さにしていくためには、前年同額をベースとした既存経費に、社保自然増1兆円、そして4経費以外の経費増0.3兆円を合わせたものから、さらに0.3兆円以上見直しを図っていかないと、72兆円から、消費税率引上げ分が充てられる費用0.6兆円を除いた71.4兆円に届かないという状況になっているところでございます。ちなみに、概算要求時点では、26年度の要求・要望額といたしましては74兆円となっており、消費税率引上げ分が充てられる費用0.6兆円と、それから4経費以外の経費増分0.3兆を合わせると、実質的には、75兆円程度になっております。したがって、要求・要望段階から考えますと、3兆円ほどの見直し、合理化を査定していかなければいけないという状況になっていることを付言させていただきます。

5兆円の経済対策につきましては、いずれにいたしましても十分な検証をしていきながら、消費税負担を国民に求める一方で減税を実施するという点についても丁寧な説明が必要ではないかという点がございます。

主な意見でございます。

消費税率引上げに当たって実施することを決定した5兆円規模の補正予算が、財政収支に与える影響について検証が必要である。中期財政計画にも影響が出てくるのではないかというご意見。

毎年補正予算を編成している現状では、財政計画を策定する際には、当初予算だけではなく、補正予算の編成も前提とするべき。少なくとも25年度に補正予算を編成し、26年度にも消費税率引上げに伴い補正予算を編成する可能性があることを踏まえれば、25年度、26年度の当初予算段階では余裕を持った財政収支改善の姿を描く必要があるというご意見。

消費税率引上げに伴い国民に負担を求める一方で、政府が歳出の効率化についてどれだけ努力したのかという姿勢を見せる必要があり、歳出削減に最大限取り組むべきというご意見。

他の歳出分野が緩むことになれば、消費税増収分を流用したという批判にさらされ、財政運営に対する国民の信頼を失う。経済対策についても何のための消費税率引上げかという意見も多いので、歳出の見直し努力は必須であるというご意見を頂戴してございます。

また、防衛につきましてでございますが、主な論点といたしましては、統合運用の視点に立った冷戦型装備の縮減などの資源の効率的活用、外交政策などとの適切な連携といった視点も踏まえつつ、近年厳しさを増す安全保障環境への対応のための防衛力整備をどのように図っていくかという論点。

調達改革、人事制度改革の推進など、同じ防衛力整備に必要なコストの縮減のための方策を図る必要があるのではないかという論点がございます。

主なご意見といたしましては、中期防衛力整備計画の経費総額や来年度予算の防衛関係費の水準を考えるに当たっては、これまでの我が国における防衛関係費の動向を参考としていくというご意見。

今後の防衛力整備については、陸・海・空の枠にとらわれず、統合運用の視点から自衛隊の能力評価を行い、これに基づいて、厳しい財政事情も踏まえ、優先順位づけを行って真に実効性ある防衛力整備を行うことが重要であるというご意見。

調達改革、人事制度改革については、これまでの当審議会において強くその必要性を提言してきたところであり、真摯に取り組むことが重要であるというご意見。

基地対策予算についても、非効率な配分がなされていないかなど、不断の検証が必要であるというご意見等を頂戴してございます。

私のほうからは以上でございます。

[Y 分科会長] ありがとうございます。

それでは、早速、議論に移ります。どなたからでもご意見、ご質問お願いいたします。○委員。

[○ 委員] 財政総論について、書き込みに当たっての要望、意見を3点述べたいと思います。

1つ目は、来年度予算と消費税の関係について、きちんと報告書に書き込んでいただきたいということです。まず、消費税率を8%に引き上げたというこの結論に対しては、英断であるということで、これは報告書に書き込んでいただきたいということ。次に、主な意見の2つ目にもありましたけれども、一体改革は消費税率を10%に上げて初めてワークするものであるから、8%の引上げは10%の前哨戦にすぎないと。そのことを国民に理解、納得してもらうためにも、この10%引上げは絶対に必要だということを書き込む必要があると思います。今、巷では8%で終わりだろうとか、10%は難しいだろうと、こういうふうなお話がありますけれども、それを防ぐためにも、これを書く必要がある。それからもう一つは、このように大きな負担を国民に強いるということを踏まえて、来年度予算においては政府も、歳出のほうでは身を削るというようなことを進める努力を見せないといけない、そういう強い決意をこの総論の中でぜひ書いてほしいということが1点です。

2点目は、歳出削減の意識が希薄化していると思います。つまり、法人税が結構増えてきた、あるいは消費税が増えたということで、何とかなるのではないかというムードが非常に高いような気がいたします。そういう中で経済政策パッケージが組まれたり、景気の腰折れ懸念があるからということでどんどん歳出が増えていくということを私は大変危惧しております。やはり財政の再建というのは、経済の成長による税収増と、それから税制改正による税収増と、それから歳

出の削減と、この3つを三位一体といいますか、全部図ることができて初めて成り立ちます。そうした中、経済成長とか歳入拡大のほうはまあまあやったんだけど、歳出削減のほうは全然手をつけられていないということになると大問題であります。我々のメインテーマである歳出削減の意識が希薄化しているということを憂慮しておりますので、その点を書き込んでほしいと。先ほどもお話がありましたけれども、3兆円の削減は絶対にやっていくということが必要だと思います。

それから3点目は、やはり私も去年からこの委員になって思うのですが、当初予算と補正予算の関係は非常におかしいと思っています。当初予算というのは何のためにあるのか、何となくプライマリーバランスの帳尻を合わせるという感じがしておりまして、その後、打ち出の小槌のように補正予算で積まれていくことになるわけですので、何とかこれを全体で見えていく必要がある。少なくとも補正予算についても多くの意見を述べていくことが必要ではないか。これは多くの委員の方も言うておられますけれども、私もそのように思っております。

この3点について、ぜひよろしくをお願いします。

[Y 分科会長] ありがとうございます。U委員。

[U 委員] 今のご発言の中に当初予算と補正予算の関係のお話があったので、その点について私も述べさせていただきたい。補正予算が見込まれて、それで使ってしまうという趣旨のニュアンスのご発言が紹介されましたが、これは何となく肯定してしまうような気がして仕方ない。つまり、税収見積もりが当初よりも増えて、必要な経費に充てる余裕ができたなら、それは補正予算をやってもいいんですが、何となく、最初から前提にしているように聞こえるので、そこをちょっと気をつけていただけたらと。

[Y 分科会長] T委員。

[T 委員] 今の2人の委員の先生方の言葉を追従するような形になるんですけども、2点ございます。

1点目は、補正について私も全く同様に思うのですが、これから文章化していきますが、その文言の中に、補正予算も財政規律の対象になることは言うまでもないというような具体的な言葉を明記してはどうかと。

それから、歳出を削減する努力に関してもそうなのですが、ここをもっと具体的に説明することができないかと。1つは具体的な削減目標の金額を入れることもあるでしょうし、何度か私はこの場でも申し上げているのですが、シーリングを設けるなどの具体策をここに盛り込んで、歳出努力をしているという抽象論で終わらせないような工夫が必要ではないかということであります。

以上です。

[Y 分科会長] ありがとうございます。O I委員、A委員。

〔 O I 委員 〕 総論、内容は特に異論があるわけではないのですが、ワーディングの面で1つ強調していただきたいと思う点は社会保障です。今度の予算編成は、まさに消費税率を8%にアップするという画期的な段階での予算編成になりますので、増収分がほかの目的に利用されることがあってはならない、そのとおりで、そのために歳出削減を一生懸命やってくれ、これもそのとおりですが、それによって消費税の引上げ、つまり国民の負担分が、社会保障の充実に充当されたということが実感できるような形の予算編成にすべきだということをもうちよつと強調していただくとありがたいと。そういうことによって歳出削減へのプレッシャーも一段と強化できるのではないかと思いますので、意見を申し上げます。

〔 Y 分科会長 〕 では、A委員。

〔 A 委員 〕 私の意見もほぼ皆様と同じなのですが、今年は、来年消費税が引き上げられて、まさに財政健全化に向かってしっかりと歩み出す年でもありますから、今まで以上に財政健全化についての文言は厳しく書くということで、例えば中期財政計画も含めた、財政健全化に向けた目標も、通常はコミットとか向かっていくということが書かれるのですけれども、もしそれが守られないときにはどのようなことになるのか、そのリスクというか、そのときの問題も大きいという意味で、その部分をしっかりと書いていただくとともに、歳出削減もそれに向かってしっかりとやっていただくという部分を今まで以上に強く書いていただければと思います。

以上です。

〔 Y 分科会長 〕 I委員。

〔 I 委員 〕 私も同じような意見です。やはり今回、消費税率引上げというのが主要な大きなテーマですから、5%から8%に上がることがどのくらい財政再建に寄与するのかと。片方で5兆円の経済対策をやるので、単純に考えれば増収分はそのまま経済対策に消えてしまうのではないかと国民の当然の関心というか、危惧もあると思うのです。消費税率を上げるといふことと、それから経済対策をやるということの両面で、結果として財政再建をどういった形でできていて、あるいは今後どの程度足りないのかと、そのあたりの数量的な見直しを書いていただきたい。

それからもう一つ、補正予算に関してです。今回も自然増収分ですね。当初予算で想定した以上に景気がよくなって、追加の国債発行をしなくても財源があるから、その分で補正しますということなのです。ただ、税収が当初以上に見込まれば、全て補正に使うということには必ずしもならない。第一の政策目標というのが財政再建だとすれば、当然それは国債の残高を減らす方向に使うというのが一番の目的です。それとの兼ね合いで、景気対策のために補正を使うときに、国債を追加発行しないから使っていないという形には必ずしもならないので、そのあたりも厳しく書いていただければと思います。

以上です。

[Y 分科会長] いかがでしょうか。総論、それから防衛あわせての議論ですが。特段のご意見はないということでしょうか。総論については、委員の皆様方の中で基本的にはコンセンサスがあるということだと思います。

それでは、先の議論がありますから、続きまして、「社会保障」及び「公共事業」について、事務局より説明をお願いいたします。

[K 調査課長] では、引き続きまして、まず社会保障でございます。

主な論点でございますけれども、医療費については、8月の概算要求の段階から、既にいわゆる自然増として、企業や家計の負担増が計上される形になっております。これは診療報酬の改定以前に、まず、この負担増の妥当性の検証が必要なのではないかという論点がございます。ちなみに、概算要求におけます医療費の自然増は、国費ベースでは3,500億円でございますけれども、これを医療費ベースに換算いたしますと、1兆3,500億円になります。また内訳は、保険料6,500億円、患者負担1,800億円、税金5,100億円等になってございます。

それから、診療報酬の薬価部分についてでございますけれども、これも概算要求時点では、便宜上、改定前の薬価に基づいて予算要求がなされてございます。直近、23年度では、市場実勢価格は薬価を1.3%程度下回っておりまして、これを前提とすれば、要求時点での自然増は5,500億円ものいわゆる過大計上になっている状況がございます。この是正はまだ不可欠ではないかという論点がございます。また、薬価改定は、要求額の当然の時点修正であり、これをもって何らかの財源が捻出されたと観念して、ほかに流用するようなことはあり得ないのではないかという論点がございます。

後発医薬品の使用促進につきましては、第一次安倍政権時に閣議決定された目標も達成されていない状況でございまして、主要先進国と比較いたしましても最低水準でございます。このような状況を踏まえれば、後発品へのシフトの進んでいない先発品の価格を大幅に引き下げるべきではないかという論点。

また、薬価の効率化といたしまして、新薬創出・適応外薬解消等促進加算の見直しや市販品類似薬を公的医療保険の対象から除外することも検討すべきではないかという論点。

診療報酬改定につきましては、薬価部分の過大要求の下方修正の金額を医療費増額に対する割合に置きかえた薬価改定率と、診療報酬本体部分の改定率を差し引きする、いわゆるネット改定率に注目する向きもございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、薬価部分のマイナス改定は過大要求の時点修正にすぎないということから、診療報酬本体とのあり方とは切り分けて考えるべきではないかという論点。

また、本体部分につきましては、この過大要求を修正したとしても、本体の自然増には何ら影響はないわけでもございまして、医療の高度化等として、高齢者数の増加を上回る水準の手当てがなされている点に着目していくべきではないかという論点。

また、病院の勤務医等の給与も増加傾向にありますけれども、他の産業の企業収益や家計の可処分所得のマイナス要因となる診療報酬本体の引き上げを行うことは、マクロ経済政策全体として見た場合に整合性を欠くものとなってしまうのではないかという論点。

消費税増収分を活用した医療の充実としての医療提供体制改革については、地域ごと、そしてどのような病床を提供するかの数のコントロールが不可欠でございますけれども、一律のものでは対応が困難ではないかという論点。また、提供体制の改革の手段として、まずは医療法改正による病床の適切な区分の設定などによる実効的な規制の手法を講じることが不可欠ではないかという論点がございます。

それから、医療・介護の伸び率でございますけれども、これが財源調達のベースとなる名目GDPの伸び率を上回っているという現状を踏まえて、社会保障の公費負担の総額の伸びが経済の伸びから大きく乖離しないような全体の制度設計を目指すべきという論点。

70歳から74歳の医療費自己負担の見直しにつきましては早期に結論を得るということになってございますけれども、来年4月から見直すべきではないかという論点。

特養ホームの施設の内部留保額が明らかでない現状におきまして、財務諸表の公開などが必要ではないかという論点。

また、社会保障関係の各種基金については、その必要性、そして計上のあり方を徹底的に見直していく必要があるという論点。

雇用関係予算については、リーマンショック後の対応の見直しや、国庫負担の引下げを含む雇用保険財政のあり方を見直しが必要という論点等がございます。

頂戴いたしております主な意見でございますけれども、医療費適正化計画について、適正化の効果は7,000億円とされていたが、何らの検証も行われていない点は問題である。各年度においても、確実に効果が見込める取組みを行うことが重要というご意見。

診療報酬本体の改定については、今回の社会保障改革により、医療についても被保険者等に負担を求めている部分もある。こういった中で、さらなる患者負担や保険料負担につながる診療報酬本体の引き上げは、影響も大きく国民の理解も得られないのではないかというご意見。

これまでも診療報酬本体の改定指数は、賃金や物価の指数を上回っており、デフレ下においても上昇してきている。こうした実態にも鑑みると、今回、診療報酬本体をプラスに改定する必要はないのではないかというご意見。

医療費を増やすことが医療の充実ではない、という点を明らかにすべきというご意見。

医療提供体制の効率化は不可避だが、これを理由に診療報酬を増やすことには反対。まずは7対1入院基本料を引き下げ、その範囲内で、13対1や15対1を上げるといったことをやる程度ではないかというご意見。

医療提供体制について、診療報酬の上限がない、いわゆる出来高払いになっている限り医療費の抑制は望めない。診療報酬制度の抜本的な見直しが必要というご意見。

ジェネリック薬品について、諸外国に比べ使用率が低いとの数字があったが、ジェネリック薬品がスタンダードで、そうでない薬がオプションというくらいの発想の転換が必要であるというご意見。

高齢化で社会保障給付が増えること自体は理解できるが、高齢者に応分の負担をしてもらうという観点では、公的年金等控除の見直しが必要ではないかというご意見。

来年早々にも年金の財政検証が行われる。実際に検証を行うのは厚労省だが、財審として「最低限これはやってくれ」というメッセージを出すべきではないかというご意見。

これらを頂戴してございます。

続きまして、公共事業でございます。

主な論点といたしましては、今後の人口減少を踏まえれば、重点化していく必要があるという論点。

また、既存ストックについても、人口減少を見据え、更新時にはスペックの合理化を行うなどの見直しを行うべきではないか。また、この費用の見通し等を明らかにした上で、将来世代の負担能力も勘案し、残すべき社会資本の選別に向けた検討を開始すべきではないかという論点。

地方部におきましては、さらに大幅な人口減少が見込まれる中、コンパクトシティ化を進めるなど、地域の将来を見越した取組みを進めるべきではないかという論点。

公共施設の多くは、地方公共団体が管理しておりますけれども、地方公共団体の積極的な取組みを促進していくため、防災・安全交付金の配分のめりはりづけを通じた財源面でのインセンティブづけや、研修の実施等、技術的な支援も強化するべきではないかという論点。

また、建設や維持管理に際しては、最新の技術的知見やITの活用などにより、費用の縮減を図っていく必要があるのではないかという論点。

料金収入等の得られる事業については、民間の知恵と工夫が発揮されることにより効率化される余地が大きいことから、PPP/PFIといった民間活力の積極的な導入を検討し、公的負担の縮減を図るべきではないかという論点。

主要先進国の中で最悪の財政状況にある中で、平均より依然として高い政府部門の投資水準は、どうあるべきかという論点。

建設に従事する労働者、技術者の不足傾向が全国的に見られることから、円滑な予算執行を図るという観点で適切な規模への見直しも必要なのではないかという論点がございます。

頂戴いたしております主なご意見としましては、来年度以降の公共事業関係費について、人口減少や生産性向上により少なくとも年間マイナス1.5%の公共事業予算の効率化についてはきちんとやっていただきたい。国土強靱化に名をかりた増額が起きないようにしてほしいというご意見。

公共事業関係費について、毎年マイナス1.5%が可能という話があったが、自公政権ではマイナス3%ということやってきており、これまでと同じくマイナス3%ぐらいできるのではないかというご意見。

建設業の人手不足に関連して、将来、日本で人口が減少していくことを見込めば、今人手不足だからといって若い人を回すというのは必ずしも合理的ではないのではないかというご意見。

社会資本の維持管理について、市町村に対する技術的支援の強化をする必要がある。また、市町村におけるインフラ管理について、情報の共有が重要であるというご意見。

高速道路については、受益者が明確である以上、受益者負担であるべきというご意見。

高速道路の割引については、まずは現行の割引制度が物流の円滑化にどのような効果をもたらしたのかということを検証すべきではないかというご意見。

コンパクトシティについて、2025年には高齢化比率が30%になることを踏まえると、これからの10年がコンパクトシティを推進するに当たっての最後のチャンスではないかというご意見。

病院や学校を含めた今後のまちづくりに際しては、個々の省庁の縦割りではなく、国として総合的に関与していかなければならないというご意見を頂戴しております。

以上でございます。

[Y 分科会長] ありがとうございます。

「社会保障」につきまして、重要な論点である診療報酬改定について追加でご説明させていただきます。N主計官より説明をお願いいたします。

[N 主計官] 恐れ入ります。今、Kから説明したことに論点は尽きておりますけれども、先週新しいデータが出ましたので、ご紹介させていただきます。

診療報酬改定の意味について、診療報酬改定は、いわば公共料金の見直しでございます。上げたり下げたりということの意味合いですが、上げますと医療機関の収入が増え、下げますと医療機関の収入が減ることとなりますが、これはすなわち、そのまま、上がった場合は企業あるいは家計の収益、所得の減、下がった場合はこれを増やすという方向に働きます。今のマクロ政策では、企業や家計の所得を増やしていくということが最重要課題となっているということでございます。

それで、この医療機関の収入の増減に関係いたしまして、医療経済実態調査という定期的に医療機関の経営状況について調べている調査がございまして、それが先週発表になってございます。後でご説明いたしますように、増収増益傾向は顕著でございますので、薬価の引下げは当然のこととして、診療報酬本体もマイナス改定を行うべきというデータが示唆されてございます。

医療機関の1施設当たりの収益、それから損益率というか、利益率をあらわしてございます。一般病院あるいは一般診療所、いずれも医業収益をみますと、24年度は前年度に比べて増収しており、個人で経営されている診療所についても同じく増収でございます。それから、損益率もみますと、数字の上の利益はもちろん増えておりますけど、利益率で見ましても改善傾向は顕著ということでございます。

それから、医療機関にお勤めになっていらっしゃる従業員の給与について、一般病院の医療法人の病院長あるいは医師、これらにつきましても報酬の改善傾向は顕著ということでございます。

以上でございます。

[Y 分科会長] ありがとうございます。

それでは、早速、「社会保障」及び「公共事業」について、皆様方からご意見、ご質問をいただきたいと思っております。では、〇 I 委員、〇委員の順にお願いします。

[〇 I 委員] 今ご説明がありましたように、病院のお医者さんの給料が全体としては増えてきているということはそのとおりかもしれないんですが、マクロ的にはそう言っても、現実には、例えば病院の勤務医の多忙さ、労働密度と、一方ではビル診療所のように夜勤もないし救急治療もない、こういうお医者さんといろいろあって、一概には言えないということもあると思います。問題は、お医者さんが大都会と地方とで比べると偏在しているとか、大病院に軽度の治療の患者さんも集中するとか、そういった問題が背景にあるわけなので、やはり家庭医とか、かかりつけ医と中核病院なり大病院、そういった連携によって、うまく全体のバランスがとれるような体制にするということをおわせてやらないと、全体としての給料の金額だけで比較しても、今現実に起きている、片方では医師の過剰、片方では医師の不足といった問題は解消されないと思いますので、そこら辺の医療体制全体、供給体制全体の見直しとあわせてやっていく必要があるということをご指摘しておいていただきたいと思っております。

[Y 分科会長] ありがとうございます。医療の場合、ご指摘のようなさまざまな問題があって、いわゆる医療の供給体制の改革が不可欠だというのは我々全て認識しているのだらうと思っております。特定のビタミンが不足しているという問題があったときに、それに対する対処は食事をたくさんとるということでは必ずしもない。やはり医療の中での配分の見直しとか、そういうことが、老川委員ご指摘の問題を解決するために重要なのではないかと思います。

[〇 I 委員] おっしゃるとおりです。

[Y 分科会長] 続けて、では〇委員、よろしく願いいたします。

〔 O 委員 〕 同じく診療報酬改定問題について、私、常々思うのですけれども、日本の国家的課題に少子高齢化があるわけですが、その中で少子化についての対策で、待機児童とかにいろいろな手当てををするというのは、政策的、戦略的にも、やむを得ない、正しいことかと思いません。一方で高齢化のほうの問題について、よく言われる「自然増」という言葉なのですけれども、自然増だから予算が増えるのは当たり前というような発想自体が、企業では考えられないわけで、自然増というものがあるとすると、これをどうするかということをやっつけていかないと企業はつぶれてしまうということです。まずこの自然増というところを何とか削減するというところに取り組まないといけません。その上に診療報酬の改定で上乘せするというのですから、自然増の問題と、その上での診療報酬の改定についてどう考えるかといえば、診療報酬の改定はなかなか難しいのではないかと私は思います。

N主計官のお話にもありましたけれども、病院の黒字化率が8割ぐらいあるといういろいろなデータを見たり、さまざまな状況を考え、あるいは平均給与を見てもということなのですけれども、いろいろな中でやりくりしながら、これを抑えていく努力が非常に重要でないかと思えます。

それから、よく言われる過疎地域の問題とか、医療機関が希薄な地域だとか、あるいは勤務医の中でも厳しい人がいるということもありますけれども、そういった問題が診療報酬という一番の大ベースのところ、だから手当てをしなければならぬというのは、私はちょっと本末転倒な感じがするわけですし、そういうところに対しては補助金をきっちり積んでいくといった個別の対応が必要なのではないかと思えます。

それから、企業に関する問題なのですけれども、やはり自然増だけで1兆3,500億というのは膨大な額でありまして、ここでは国の負担が大変だということを言っているわけなのですけれども、これは国も地方も企業も、それから国民も大変なわけでありまして、特に企業においては今、社会保険料が毎年上がっていつていると。企業の収益がどうであろうと上がっていつているという実態の中で、診療報酬を上げるということになれば、健保組合の運営も大変なことになりますし、健保組合の経営が破綻すれば、医療制度そのものの破綻ということにもつながるわけなので、医療制度を何とか維持していくためにも、診療報酬を当然のように引き上げるというのはいかがなものかと、私はこのように思います。

〔 Y 分科会長 〕 では、I T委員、D委員の順に。I T委員。

〔 I T 委員 〕 O I委員とO委員のお考えと私も全く同じ意見であります。それに加えて、ジェネリック薬品の問題なのですが、これの使用を拡大することによる財政への効果が非常に大きいので、やはりきちんと今回も書き込んでいただきたい。

それからもう1点、生活保護の問題でジェネリックの議論があつて、そのとき、そこだけに特定して使うことに私はこの場で反対したと思えますが、ただ、それをある程度認めるためには、全体で取り組んでいくということをお前提にさせていただきたいと申し上げた経緯があります。その意味もあつて、やはり全国民によるジェネリックの使用拡大については力を入れて今回もきちんと書いていただきたいと思えます。

それから、社会保障の主な論点の中で説明がありましたけれども、概算要求の段階から過大計上でやってくるという、この辺のところを、もう少し要求者自身がきちんと精査して要求すべきであるという趣旨をどこかに潜り込ませていただきたいと思います。

以上です。

〔 Y 分科会長 〕 D委員。

〔 D 委員 〕 先ほど補正予算の話が出ましたけれども、実は社会保障でも70歳から74歳の医療費の自己負担について法定2割を1割に軽減しているということは、毎年度補正予算で手当てしているというやり方になっておりますから、国民会議ではこれを元に戻すという方向性を打ち出されて、今のところそういう流れになっていると思いますので、当然ながら、これを来年4月からやっていただくとともに、補正予算でそういう軽減措置を講じるというようなやり方は慎むと、そういうことが報告書でも書かれるといいのではないかと思います。

今のは70歳から74歳の医療費自己負担の話ですけれども、あわせて介護保険でも一定以上所得者に対する利用者負担を1割から2割に上げるという議論が国民会議でもなされているということです。これもあわせて財制審としてサポートするということはあってもいいのではないかと。もちろん来年度の予算としては、医療の診療報酬が改定年ですので、当然メインになってくるということではありますが、介護保険も、来年の通常国会で、介護保険制度の法改正を準備しているということでもありますので、介護報酬そのものは再来年に改定されるということではあります。来年の制度改正があつての再来年の介護報酬ということですので、きちんと社会保障・税一体改革の流れに沿いながら、介護保険も改めるべきところは改めるべきだというようなところは、この場での議論が今回は少なかつたように思いますので、介護保険についても意見を述べさせていただきたいと。

(以下省略)